

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都中央区日本橋中洲 1 1 番 1 4 号 1 0 3

氏名 株式会社オネスト
代表取締役 矢作 将彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条第 6 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 4 年 5 月 1 1 日

許可の有効年月日 令和 9 年 5 月 1 0 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：中間処理

(2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類

破碎

：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(以上 8 種類)

圧縮梱包

：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず

(以上 4 種類)

2 事業の用に供する施設

施設所在地：江東区新木場四丁目 3 番 2 6 号、2 7 号（詳細は裏面参照）

3 許可の条件

(1) 破碎機の運転時間は、原則として 8 時から 1 7 時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 19 年 5 月 11 日 新規許可

令和 4 年 5 月 11 日 更新許可 第 3 回

令和 6 年 9 月 3 日 変更届 (圧縮梱包機の新設)

5 規則第 1 0 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



2 事業の用に供する施設
施設所在地：江東区新木場四丁目 3 番 2 6 号、2 7 号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 砕	ゴムくず	10.4(t/日)	4.0(t/日)	令和4年3月4日	-----	-----
	金属くず	33.6(t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	4.0(t/日)				
	がれき類	4.0(t/日)				
圧縮梱包	廃プラスチック類	168(t/日)	182(t/日)	令和3年5月5日	-----	-----
	紙くず	187(t/日)				
	木くず	290(t/日)				
	繊維くず	204(t/日)				
破 砕	廃プラスチック類	3.0(t/日)	4.2(t/日)	平成30年2月17日	-----	-----
	紙くず	4.2(t/日)				
	木くず	4.8(t/日)				
	繊維くず	4.7(t/日)				
圧縮梱包	廃プラスチック類	107.28(t/日)	116.16(t/日)	令和6年8月26日	-----	-----
	紙くず	120.48(t/日)				
	木くず	111.60(t/日)				
	繊維くず	129.84(t/日)				

(以下余白)